

船舶事故調査報告書

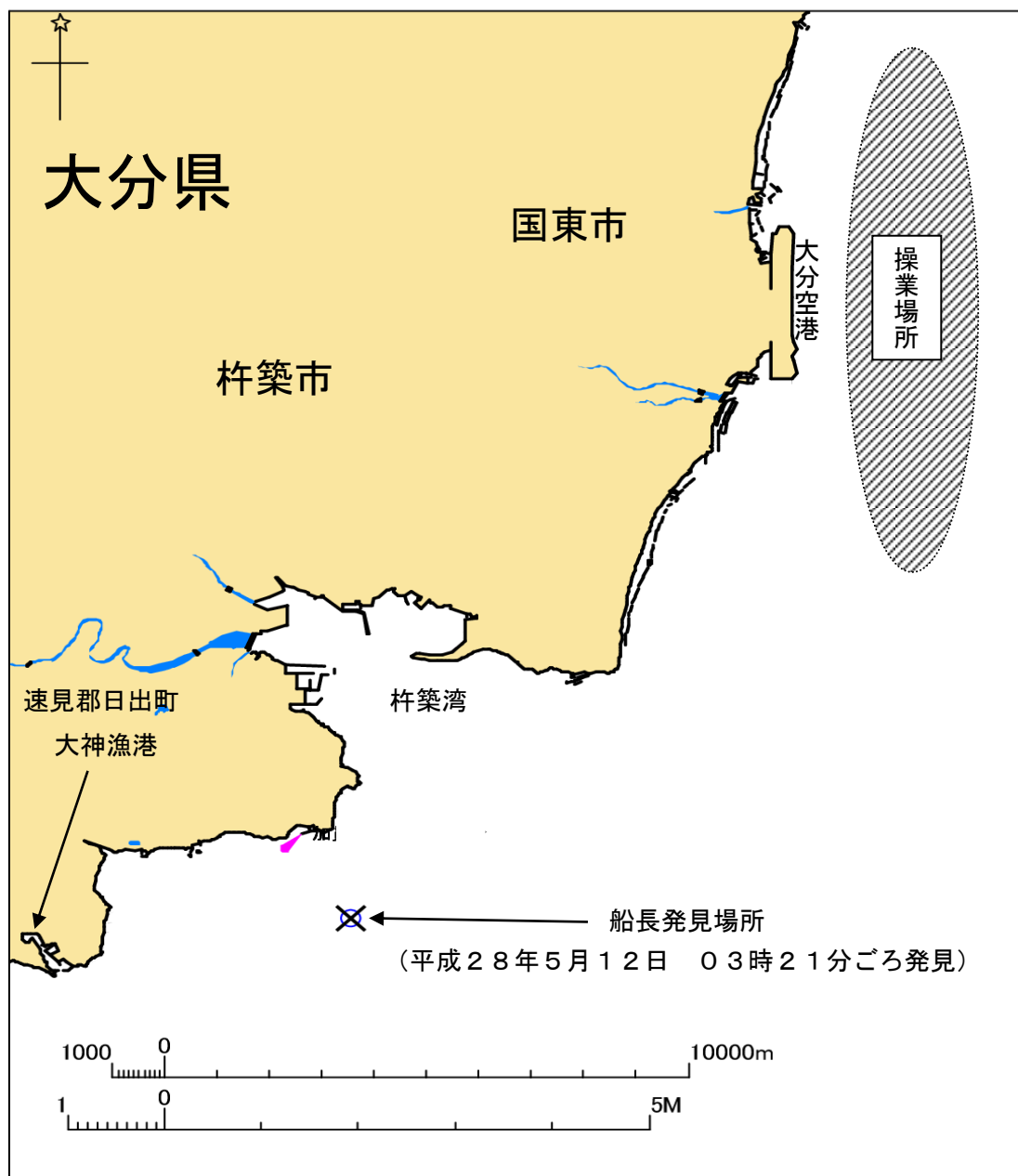
平成28年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成28年5月12日 01時00分ごろ～01時20分ごろの間）
発生場所	不明（大分県杵築市杵築湾南方沖）
事故の概要	漁船はやしお丸は、帰航中、船長が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成28年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 はやしお丸、4.8トン OT3-8982（漁船登録番号）、個人所有 11.62m (Lr) × 3.02m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、平成6年3月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月5日 免許証交付日 平成27年9月9日 （平成33年5月15日まで有効） 甲板員 女性 66歳
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約0.6m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、水温 約16℃
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、底引き網漁の目的で、平成28年5月11日17時00分ごろ大分県日出町大神漁港を出港し、大分県国東市大分空港東方沖で操業を行った。 船長は、22時00分ごろ操業を終え、大神漁港に向け、約4ノットの対地速力で自動操舵として帰航しながら、後部甲板で甲板員と共に漁獲物の選別作業を始めた。 本船は、船長が、12日00時50分ごろ、選別作業を終え、網を後部甲板のネットローラから人力で繰り出して網に絡まったゴミをふ

	<p>るい落とす作業を、また、甲板員が、選別が終わった漁獲物を前部甲板に移動させ、箱詰め等の出荷準備をそれぞれ始めた。</p> <p>甲板員は、01時00分ごろ、杵築湾南方沖において、洗浄ホースを取りに船尾甲板へ行ったとき、船長がまだ作業を続けているのを見て前部甲板に戻った。</p> <p>甲板員は、01時20分ごろ、船長に出荷物の確認をしようと後部甲板に行ったところ、船長が付近にいなくなっていることに気付いた。</p> <p>甲板員は、付近の僚船に救援を求め、来援した僚船の船長が海上保安庁に通報を行った。</p> <p>船長は、03時21分ごろ捜索中の別の僚船によって漂流しているところを発見され、救助された後、病院に搬送されたが、死亡が確認された。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>本船は、僚船の甲板員により大神漁港に回航された。 (付図1 事故発生場所概略図、付図2 底引き網概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本事故時、4月20日～5月10日の春の休漁期明けの初日の出漁日で、休漁期前は昼間に出漁していた。</p> <p>船長は、本事故時に救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、2個のベスト型救命胴衣を船内に備えていたが、カッパの上に着用すれば、作業がしにくいので、荒天時以外は着用する習慣がなかった。</p> <p>来援した僚船の甲板員は、本船に移乗した際、本船のネットローラには手動ブレーキが掛かっており、油圧モータのクラッチが^{かん}勘合された状態で、張り竹が外され、股綱が半分ほどネットローラから出ており、甲板上には、汚れた網を洗浄中又は巻き上げ直前の状態で置いてあることを認めた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、杵築湾南方沖を帰航中、甲板員が、12日01時00分ごろ、船長が船尾甲板で網に絡まったゴミをふるい落とす作業を続けているところを視認した後、01時20分ごろ、船長がいなくなったことに気付いたことから、この間において、船長が同作業中に落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、杵築湾南方沖を帰航中、船長が、船尾甲板で網に絡まったゴミをふるい落とす作業を行っていた際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行時の船体動揺等による乗組員の落水を防止する目的で、落水の危険性の高い船尾部には、着脱可能な柵等を設置することが望ましい。 ・ 暴露甲板上での作業中は、救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 底引き網概略図

